平成 22 年度

整備主任者研修資料（地域教材）

中部運輸局　自動車技術安全部

目　次

〔最近の関係通達〕

整備関係

技術関係

保安・環境関係

登録関係

〔独立行政法人関係〕

〔一般・統計資料関係〕

〔参考資料関係〕

整備関係

指定自動車整備事業及び自動車分解整備事業に係る不正行為の防止について

管内運輸支局長 殿　中運技整第180号　平成21年10月22日　中部運輸局自動車技術安全部長

標記については、監査及び各種研修会等あらゆる機会をとらえて指導、監督に努めてきたところであるが、今般、三重運輸支局管内の指定自動車整備工場（以下、「指定工場」という。）のペーパー車検等の不正行為が発覚し、平成21年10月22日に、当該指定工場の指定及び認証の取り消し並びに自動車検査員の解任命令の行政処分が行われたところである。

調査した結果、指定工場の不正行為の中には、車検整備に係る点検・整備を他の自動車整備工場が実施した後、当該指定工場において完成検査のみを行っていた行為（いわゆる「ライン通し」）が判明したことから、関係した自動車分解整備事業場（以下「認証工場」という。）３事業場に自動車分解整備の事業停止（10日間）の行政処分が併せて行われた。

このような行為は、指定工場が保安基準適合証を交付する際、点検・整備及び検査を一体として行うこととした道路運送車両法（以下「法」という。）第94条の５第１項に違反するものであり、また、認証工場で車検整備に係る点検・整備を実施し、指定工場に完成検査のみを依頼する行為は法第91条の３の遵守事項に違反する行為である。

よって、貴支局においては、指定工場及び認証工場に対し不正行為の防止について指導するとともに、より一層の監督の強化に努められたい。

中部運輸局プレスリリース

平成21年10月23日

ペーパー車検を行った指定自動車整備事業者の取消処分について

９月15日にプレスリリースしました三重県尾鷲市の指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり道路運送車両法違反行為に係る行政処分を行いました。

記

１　指定自動車整備事業者(事業場)の名称及び所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇有限会社

三重県尾鷲市〇〇〇〇〇〇

２　処分の内容

指定自動車整備事業の指定の取消

自動車検査員の解任

自動車分解整備事業の認証の取消

３　主な違反事実の概要

⑴　点検・整備及び検査を行わないいわゆるペーパー車検を行った。

⑵　他の事業場で点検・整備を行った車両の検査のみを行った。

４　違反条項及び違反事項

- 道路運送車両法第91条の３違反
  （概算見積書の未交付）
- 道路運送車両法第94条の３第１項違反
  （決裁等の管理組織が法令を遵守できる体制でない・工員不足）
- 道路運送車両法第94条の５第１項違反
  （不正行為により保安基準適合証を交付）
- 道路運送車両法第94条の５第４項違反
  （自動車検査員が検査を実施せず保安基準適合証へ証明）
- 道路運送車両法第94条の６第１項違反
  （指定整備記録簿の虚偽記載）
- 道路運送車両法第78条第１項違反
  （他の事業場で分解整備を行った）

＊　中部運輸局といたしましては、今回、違反行為が大規模であったことから、同種の不正行為の再発を防止するため、運輸支局に対し通達を発出しました。

整備作業中の死亡事故について

管内各運輸支局首席陸運技術専門官 殿　　事　務　連　絡　平成21年12月２日　　中部運輸局自動車技術安全部整備課長

点検整備作業中の事故防止については、機会あるごとに指導徹底を図ってきたところですが、平成21年10月31日、愛知県下の自動車整備事業場において、オイル交換を行うためにリフトを上昇させたところ、グローブボックス内の車検証を確認するため助手席側のリフトプレートに乗っていた営業スタッフが転落し死亡する事故が発生しました。

事故の概要は別紙のとおりですが、同種事故の再発防止のため、貴支局管内の関係事業者に対し下記事項について指導方願います。

記

１．点検整備するため自動車をリフトアップする場合は、必ず次の安全対策を講じること。

⑴　リフトの昇降開始時には、周辺の安全を確認するとともに大きな声でまわりに注意喚起をすること。

⑵　リフト周辺に人がいる場合は、安全が確認できない限りリフトアップを行わないこと。

⑶　リフトアップ中は、リフトの周辺を注視し、安全を確認すること。

２．整備作業員及び営業スタッフに安全教育を含むサービス工場内の作業ルールを徹底し、安全意識の高揚を図ること。

（別　紙）

整備作業中の死亡事故について

１．発生日時　平成21年10月31日（土）　午前11時40分頃

２．発生場所　愛知県

３．被 害 者　営業スタッフ（男性）

４．被害状況　頭蓋骨骨折のため死亡

５．事故概要

整備作業員がオイル交換をするためドライブオンタイプのオートリフトに車両を搬入し、リフトアップする旨の声かけを行い、リフトを上昇（約1.3m）させた。このとき、当該車両のグローブボックス内の車検証の内容を確認するため、助手席側のリフトプレート部に乗っていた営業スタッフがフロアーに転落した。

参考：事故発生状況図（イメージ）

６．推定原因

通常は声をかけ車両付近の人に注意喚起を図り、車両から人が離れたことを確認のうえリフトを上昇させているが、今回は声をかけたものの車両から営業スタッフが離れたことを確認しないままリフトを上昇させてしまったこと、及び従業員間における整備作業場内での作業ルールの不徹底が事故の一因と思われる。

（参　考）

事故発生状況図(イメージ)

上昇したリフトから転落し、頭蓋骨骨折

「新・ISO方式ホイール取扱いガイド」の送付について

各地方運輸局
　自動車技術安全部整備(整備・保安)課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

事　務　連　絡　自動車交通局技術安全部整備課
平成22年３月19日　　　　　　　　点検整備推進対策官

　大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止については、これまで自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に点検整備の方法等について規定するとともに、自動車点検整備推進運動等において啓発を行っていただいているところです。

　大型車のホイール取付方式はJIS方式とISO方式の２種類の方式があり、これまで大半はJIS方式となっているところ、今後、国際的規格統一の観点から、排出ガス規制について、ポスト新長期規制適合車以降の大型車のホイール取付方式についてはISO方式が採用されることとなり、JIS方式とISO方式が混在することから、それぞれの方法により適切な点検整備を行うことを徹底する必要があります。

　今般、社団法人日本自動車工業会より別添のリーフレット「新・ISO方式ホイール取扱いガイド」が３月23日以降に送付されることとなりましたので、各種講習会等の機会に大型自動車等の使用者に対し配付いただくなど、適切な点検整備の啓発に活用いただくようお願いします。

（別　添）

2010年2月

排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車

大型トラック・バスに、新・ISO方式ホイール採用

※ おおよそ、車両総重量12トン以上の19.5インチ、22.5インチホイール装着車に全面採用

新・ISO方式ホイール取扱いガイド

ISO方式の特徴

- シンプルな構造でタイヤ交換や日常点検などの点検・整備が容易。
- 単純な締付け方法で、長く使ってもホイールやホイールボルト、ナットの傷みが少ない。
- 部品の種類が少なく、部品管理が容易で誤組のリスクも小さい。

ISO方式とは

- 世界中の大型トラック・バスの95%に採用されている国際標準のホイール取付け方式です。

※ ISOとはInternational Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称で、一般的には国際規格を示します。

車輪は「走る・曲がる・止まる」を支える大切なもの！正しい取扱いをお願いします。

- 日常点検
- 3か月定期点検
- 12か月定期点検
- ホイール取付け作業
- タイヤ交換などホイールを取外して行う整備時の注意
- アルミホイール、スチールホイールの履き替え
- その他の注意
- ISO方式の構造

タイヤ交換時などの不適切な取扱いは、車輪脱落につながり重大な事故を引き起こすことがあります。
《必ず、ホイールやホイールボルト、ナットは、正しく取扱ってください。》

- 車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりでなく、人の命に係るなど、場合によっては重大な事故を引き起こし、社会的信頼を損うことにもなりかねません。安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。
- 車輪が脱落するまでには、必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行えば、車輪脱落事故は防止できます。

社団法人　日本自動車工業会
いすゞ自動車（株）／日野自動車（株）／三菱ふそうトラック・バス（株）／UDトラックス（株）

日常点検

１日１回、運行の前に点検してください。

① 目視での点検

● ホイールボルトおよびナットがすべて付いているか点検します。
● ディスクホイールやホイールボルトまたはナットから錆汁が出ていないか、ホイールに亀裂や損傷がないか点検します。
● ホイールナットからのホイールボルトの出っ張り量を点検します。
出っ張り量に不揃いはないか、車輪によって出っ張り量が異なっていないか点検します。

ポイント

・ホイールナットからボルトが出ていない場合は、ナットが緩んでいたり、誤ったボルトやナットを使用(※)している可能性があります。必ず、ホイールを取外して点検・整備を行ってください。
※：アルミホイールにスチール用のホイールボルトを使用、前輪用のホイールボルトを後輪に使用など。
※：ホイールボルトには、前輪用、後輪用、スチールホイール用、アルミホイール用があります。

② 点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

● ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマや小型ハンマでホイールナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のナットと違ったり、濁った音がしないか点検します。

異常がある場合は、ナットが緩んでいたり、ボルトが折損しているおそれがあります。

③ タイヤ空気圧の点検

● タイヤに亀裂や損傷、異常な摩耗がないこと、タイヤの溝深さが十分あることを点検するとともに、空気圧が規定の範囲内にあるかを点検します。
特に、ダブルタイヤや偏平ラジアルタイヤの場合は、空気圧が低下していても目視では分かりにくいため、エアーゲージを使用して点検してください。

※ 新･ISO 方式ホイールの一部では、エアーバルブの位置やかざり穴の形状が、従来ホイールと異なります。ダブルタイヤの場合、特にアルミホイールでは、内側タイヤのバルブにエクステンションを取付けるか、適合するバルブキャップレンチやエアーゲージを使用すると点検が容易に行えます。

タイヤ空気圧が不適切なまま走行を続けると、パンクやバーストを招きやすくなります。空気圧が低いまま走行したり、パンクしたまま走行すると、ナットが緩んで脱落したり、ボルトが折損するなど、車輪脱落事故の原因となります。

3か月定期点検

日常点検に加えて、次の要領でホイールナットの緩みを点検してください。

① ホイールナットの緩み点検

● ホイールナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチなどを使用して点検します。
● ホイールナットを締め方向（右回り）に、トルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。

※ 勢いをつけないよう、ゆっくり徐々に締付けます。

締付けトルク：550 ～ 600N･m
{55 ～ 60kgf･m}

ポイント

・新･ISO 方式のホイールは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一緩めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定のトルクで締付けます。

締付けを行った後も、ナットがたびたび緩むなどの異常がある場合は、必ず、ホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブなどに異常がある可能性があります。

12か月定期点検

ディスクホイールの点検は、ホイールを取外して行います。併せて、ホイールボルトやナットおよびハブなどの関連部品に異常がないか点検してください。

ディスクホイールの点検

● ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
● ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか点検します。
● 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
● ハブへの取付面とホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ 下記「ポイント」を参照して、点検してください。

ディスクホイールの点検

ホイールボルト、ナットの点検

● 亀裂や損傷がないか点検します。
● ボルトが伸びていないか、著しい錆の発生がないか点検します。
● ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
● ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ 錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

※ ボルトやナットを交換する際には、必ず、整備のマニュアルやパーツリストなどを参照して、それぞれ、適合する正しい部品を使用してください。

ハブの点検

● ディスクホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩みによる脱落、ホイールボルトの折損など、車輪脱落事故の原因となります。

ポイント

• ホイールナットの当たり面やハブへの取付面に、経年使用に伴う著しい段付き摩耗がある場合は、ナットの緩みの原因となります。必ず、ディスクホイールを交換してください。

※ディスクホイールのハブ取付面、ハブのホイール取付面は、走行に伴い摩耗します。

ホイールナット当たり面

ホイール合わせ面、取付面

ハブのホイール取付面

ホイール取付け作業

ISO 方式ホイール装着車には、必ず ISO 方式のディスクホイールを使用してください。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃

● ディスクホイール取付面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ハブのはめ合い部（インロー部）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除きます。

※ ディスクホイール取付面やホイールナットの当たり面、ハブ取付面への追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みによる脱落や、ボルト折損の原因となります。

ホイール、ハブ、ボルト、ナットの清掃箇所

❷ ホイールボルト、ナットのねじ部の潤滑

● ホイールボルトとナットのねじ部、ホイールナットと座金(ワッシャー)とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

※ ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ホイールのナット当たり面の摩耗や緩みの原因となります。

※ 潤滑剤は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなど記載以外の潤滑剤は、使用しないでください。過大な締付けとなり、ボルトが伸びたり、折損するなどの原因となります。

エンジンオイルなどの塗布部位

❸ ハブのホイールはめ合い部(インロー部)へのグリース塗布

● ディスクホイールをハブに取付ける際に、ホイールのハブへの固着を防止するため、ハブのはめ合い部(インロー部)に、グリースを薄く塗布します。

※ 特に、冬季間の走行後は、ディスクホイールがハブに固着して、ホイールが取外しにくくなる場合があります。

ハブのはめ合い部グリース塗布位置

❹ ホイールの取付け

● ホイールボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ハブのはめ合い部(インロー部)のガイドにそって、ハブの奥まで押し込みます。

※ ダブルタイヤも 1 つのナットで締付けます。内側ホイール挿入後、外れに注意し、続いて外側ホイールを取付けます。

❺ ホイールナットの締付け

● ホイールナットの締付けは、対角線順に、2 ～ 3 回に分けて行い、最後にトルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。

※ インパクトレンチで締付ける場合は、エアー圧レギュレータの調整や締付け時間に十分注意して、締め過ぎないようにしてください。最後にトルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。

※ 勢いをつけて締めるなどすると過締付けとなり、ボルトが伸びたり、ホイールのナット当たり面を傷めたりします。必ず、トルクレンチなどを用いて、規定のトルクで締付けてください。

※ 締付けトルクは、「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示しています。

ホイールナット締付け要領

❻ ホイールナットの増し締め

● ホイール取付後の走行による初期なじみにより、ホイールの締付け力が低下します。取付後、50 ～ 100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めを行ってください。増し締めは、「3 か月定期点検①ホイールナットの緩み点検」の要領で行います。

増し締めを行ってもナットがたびたび緩むなどの異常がある場合は、必ず、ホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブなどに異常がある可能性があります。

〔ラベル表示例〕

ホイールナット締付けトルク	
ディスクホイール取付け方式	N·m{kgf·m}
ISO方式(平面座)(左右輪·右ねじ)	550～600{55～60}
※ねじ部及びナットとワッシャーのすき間に、エンジンオイル塗布のこと	

ポイント

• ISO 方式のディスクホイールを、必ず、使用してください。ISO 方式用のホイールには、ISO 方式を示す識別表示がありますので確認してください。誤って JIS 方式ホイールを装着すると、十分な締付け力が得られず、ホイール亀裂や車輪脱落事故の原因となります。

ホイール識別表示例《青色ラベル》

※新·ISO 方式ホイール装着車から。

ホイール誤組の例

《ISO 方式に JIS 方式8穴ホイールを誤組した例》

要注意!!

ボルトに対してホイール穴が合わず、ホイールナットで適切に締付けることができません。

※ISO 方式 8 穴のホイールには PCD275mm を示す「275」の刻印があります。
PCD：最終ページに説明

タイヤ交換などホイールを取外して行う整備時の注意

- 左車輪も右ねじです。ホイールナットを緩める際には、ねじの緩める方向を確かめてから作業してください。ねじの方向は、ボルトに表示されています。
  - ※ 誤って、緩めるつもりで締付けてしまうと、ホイールボルトが伸びてしまうことがあります。インパクトレンチなどを使って作業する場合には、十分注意してください。
- ダブルタイヤも一つのナットでの共締めです。ナットを緩めると、外側も含め、内側のホイールもハブから外れます。外側タイヤのみを交換するなどでナットを緩める場合でも、必ず、車両をジャッキアップするなど安全を確保してください。
- タイヤローテーションやパンク修理などで、ディスクホイールを取外した際には、「12か月定期点検」に準じて、ホイールボルトやナット、ディスクホイール、ハブなど関連部品に異常がないか点検するようにしてください。
- 左車輪に異常があった場合は、右車輪も入念に点検を行うなど、異常が発見された際には、その他の車輪の点検も確実に行ってください。
- また、ホイールの取付けに当たっては、前述の「ホイール取付け作業」の要領に従うとともに、50 ～ 100km 走行を目安に、増し締めを実施してください。

アルミホイール、スチールホイールの履き替え

- スチールホイール、アルミホイールは、それぞれ専用のホイールボルトが必要です。スチールホイールからアルミホイールに履き替える場合は、アルミホイール用のボルトに交換してください。
  - ※ ホイールボルトの交換など、分解を伴う作業は、お近くの整備工場で行ってください。

スチールホイール用ホイールボルトのままアルミホイールを装着すると、ねじのはめ合い長さ不足によって、ホイールボルトやナットのねじ山が破損するなどし、締付け力が十分得られず、車輪脱落事故の原因となります。また、スチールホイールとアルミホイールの混用は行わないでください。

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用
ホイールボルト	ボルトをアルミ用に交換 （ナットは共用品）	ボルトをスチール用に交換 （ナットは共用品）	そのままアルミ用ボルトにスチールホイールを装着 （ナットは共用品）（※）

※：ホイールボルトのねじ部がナットから通常より出っ張ります。出っ張った部分にグリースを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。

フロントの例　　リヤー（ダブルタイヤ）の例　　アルミ用に一時的にスチールを使用

※この図は正しい組合わせを断面図で示したものです。

ポイント

- ホイールボルトには、スチール用、アルミ用の識別表示があります。ホイール交換や日常点検の際には、適用するホイール、ホイールボルトであることを確認します。
- 冬季など、アルミ用ホイールボルトにスチールホイールを一時的に装着する場合は、ボルトの出っ張った部分（ねじ山露出部）にグリースを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。この場合、ボルトの識別表示（AL）と、ホイールの種類（スチール）が、一致しなくなります。日常点検の際などに注意が必要です。
- 再びアルミホイールを履く場合には、ねじ部が錆びたまま再締付けしないようにします。
  - ※ホイールナットは、スチールホイール、アルミホイールともに共通のため、ナットに識別表示はありません。

ホイールボルトの識別表示

留意点

- アルミホイールの一部には、専用のホイールナット（スリーブナット方式）を用いるものがあります。(※)この場合は、ホイールに添付されている取扱説明書に従って交換してください。誤った使用は、十分な締付け力が得られず車輪脱落事故の原因となります。
  - ※：主に、欧州車などで採用されており、ホイールのボルト穴径が、通常のホイール（26 mm）より、大きくなっています。
- この方式のホイールを、通常のホイールナットやアルミ用のホイールボルトを用いて使用すると、十分な締付け力が得られず、ナットの緩みによる脱落やホイールの亀裂、ボルトの折損など、車輪脱落事故の原因となります。

スリーブナット方式用アルミホイール

その他の注意

① タイヤパンク時の注意

●走行中にタイヤの異常を感じた場合は、直ちに安全な場所に停車してください。パンクしたまま走行すると、ホイールナットが緩んで脱落したり、ホイールボルトが折損するなど車輪脱落事故の原因となります。

② 過積載の禁止

●過積載での走行は、ホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故などの原因となります。適切な積載を遵守して運行してください。

ISO方式の構造

新・ISO 方式と JIS 方式の比較

項目	新・ISO方式	JIS 方式
ボルト本数 22.5 インチホイール 19.5 インチホイール	10 本 8 本	8 本 8 本
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ（※ 2）	前輪 M24　後輪 M20、M30 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ
PCD（※ 1） 22.5 インチホイール 19.5 インチホイール	335mm 275mm	285mm 285mm
ホイールナット （使用ソケット）	平面座 座金（ワッシャー）付きツーピース・1 種類 （33mm）	球面座 ワンピース・6 種類 （41mm ／ 21mm）
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイール履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
締付けトルク	550 ～ 600N・m（55 ～ 60kgf・m）（※ 3）	550 ～ 600N・m（55 ～ 60kgf・m）
断面図（例）	フロント：ディスクホイール、ワッシャー、ブレーキドラム、ホイールナット、ハブ、ホイールボルト リヤー：ディスクホイール、ホイールナット、ブレーキドラム、ハブ、ワッシャー、ホイールボルト	フロント：ディスクホイール、ブレーキドラム、ホイールナット、ハブ、ホイールボルト リヤー：ディスクホイール、アウターナット、ブレーキドラム、ハブ、インナーナット、ホイールボルト
後輪ダブルタイヤの 取付け構造	ホイールボルト、平面座、ホイールナット	ホイールボルト、インナーナット、アウターナット、球面座、球面座

※ 1：PCD とは、Pitch Circle Diameter の略で、ボルト穴の中心を結んでできた円の直径のことです。（右図）

※ 2：従来の ISO 方式車の一部は、左車輪に左ねじを使用します。

※ 3：**輸入車やトレーラー、従来のISO方式車などは、車種によって締付けトルクなどが異なります。取扱説明書や整備のマニュアルなどで確認してください。**

・ISO 方式ホイールの点検・整備には、33mm サイズのソケットなど新たな工具が必要になる他、ナットランナーの反力受けなど、JIS 方式用の工具の一部に変更が必要となる場合があります。

ホイールからタイヤを脱着する場合の注意点

・エアーバルブの取出し位置とバルブの形状が従来ホイールと異なりますので、適切なエアーバルブを使用してください。
・リムのバルブ位置に、ハンプ（出っ張り）があります。また、19.5 インチのスチールホイールでは、リムからタイヤを脱着する方向が従来と反対になりますので注意してください。

中部運輸局プレスリリース

平成22年５月28日

６月は「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間です。

不正改造車や不正軽油の使用は、暴走行為や過積載等により道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因にもなっています。

中部運輸局では、国民の安全・安心の確保の確実な実現に向け、「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間である６月に、街頭検査の集中的実施などの取組みを行います。

【取り組みの概要】

１．街頭検査

1)　実施主体：中部運輸局管内(愛知、静岡、岐阜、三重及び福井)各運輸支局

2)　実施予定回数：13回(うち愛知：３回、静岡：４回、岐阜：２回、三重：３回、福井：１回)

3)　排除事項等

【重点排除事項】

- マフラー切断・取外し、及び基準不適合マフラーの装着
- 不正軽油燃料の使用

【排除事項】

- 窓ガラスへの着色フィルム等の貼付、及び前面ガラスへの装飾板の装着
- クリアレンズ等の不適切な灯火器、及び回転灯取付
- タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- 基準不適合ウイングの取付
- 土砂等を運搬するダンプのさし枠取付、及びリヤバンパの切断・取外し
- 不正な二次架装(燃料タンクの増設等)
- 大型貨物自動車のスピードリミッターの不正改造
- ディーゼル黒煙の悪化につながる燃料噴射ポンプの封印の取外し

２．情報収集に基づく指導等

不正改造車等に関する情報について、中部運輸局及び管内各運輸支局の窓口※で収集し、自動車ユーザーに対して不正改造車の改善及び自主点検等を指導するとともに、不正改造施工者に対する立ち入り検査を実施

３．普及啓発のための広報

不正改造の排除、不正軽油の追放などに向け、自動車ユーザーなどの意識啓発のため、中部運輸局、各運輸支局などにおいて、運動実施ポスター及び不正改造排除啓発看板等の掲示、チラシ配布を実施

４．ボディー架装事業者、自動車整備事業者等に対し、会議・研修等の場を通じた不正改造車排除の徹底

５．実施体制

中部運輸局、管内各運輸支局及び自動車関係団体を中心とし、中部・関東各管区警察局、各県警本部、各県税務部局、軽自動車検査協会愛知主管事務所及び自動車検査独立行政法人中部検査部等の協力のもと実施する。

※情報収集窓口の連絡先

◯中部運輸局

- 不正改造車110番、及びスピードリミッター不正監視110番
  電話 052(952)8042
- 黒煙110番
  電話 052(952)8044

◯運輸支局

不正改造車、スピードリミッター不正監視、及び黒煙の各110番

- 愛知運輸支局(整備担当)　電話 052(351)5314
- 静岡運輸支局(整備担当)　電話 054(261)7622
- 岐阜運輸支局(整備担当)　電話 058(279)3715
- 三重運輸支局(整備担当)　電話 059(234)8412
- 福井運輸支局(整備担当)　電話 0776(34)1603

（別添１）

不正改造は犯罪です！
2010
6
待たれい不正改造
不正改造を実施した者
六ヵ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
不正改造車の使用者
整備命令の発令
不正改造車排除強化月間
推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会　後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省　協力／自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会
(社) 日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(社) 日本自動車販売協会連合会、(社) 日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、一般社団法人 日本自動車工業会、(社) 日本自動車部品工業会、(社) 日本自動車車体工業会、(社) 日本バス協会、(社) 全日本トラック協会、(社) 全国乗用自動車連合会、(社) 日本陸送協会、(社) 全国自動車部品商団体連合会、(社) 日本自動車タイヤ協会、(社) 全国軽自動車協会連合会、(社) 全国自家用自動車協会、(社) 日本自動車連盟、(社) 自動車検査登録情報協会、(社) 日本自動車会議所、(社) 全国二輪車安全普及協会、(社) 全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車マフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会（順不同）
www.tenken-seibi.com

「知らなかった」じゃ済まされません。

不正改造は犯罪です!

このような改造は、不正改造です。

1 灯火類の灯光の色を変更

2 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼り付け

3 基準外ウイングの取り付け

4 消音器(マフラー)の切断・取り外し

5 タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

6
A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取り外し
C. 排気管の開口方向違反

7 前面ガラス等への装飾板の装着

8 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し

9 ディーゼル自動車が排出する黒煙

あなたがこんな不正改造車を見かけたら、情報をお寄せください。

不正改造車110番

不正改造に関する情報ならびに自動車の改造等に関するお問い合わせはこちらへ

北海道運輸局	011-290-2752	関東運輸局	045-211-7254	中国運輸局	082-228-9141
東北運輸局	022-791-7534	中部運輸局	052-952-8042	四国運輸局	087-835-6369
北陸信越運輸局	025-244-6114	近畿運輸局	06-6949-6453	九州運輸局	092-472-2537
				沖縄総合事務局	098-866-1837

（別添２）

2010
ディーゼルクリーン・キャンペーン
実施中！
不正軽油を追放しよう！
～不正軽油は大気汚染、エンジン損傷の一因です～
国土交通省／自動車検査独立行政法人　www.tenken-seibi.com

大都市地域を中心に環境基準未達成の状況が続いています。

平成20年度の測定結果によると、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）による汚染については改善の傾向が見られますが、大都市地域ではNO_2については近年ゆるやかな改善傾向が見られるものの、依然として8%が環境基準を達成しておらず、また、交通が集中する一部地域では、NO_2及びSPMともに環境基準未達成の状況が続いています。

■二酸化窒素（NO_2）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況　※環境省資料自動車排出ガス測定局より

ディーゼル車は大気汚染への影響度が大きく、排出ガスのクリーン化には、点検整備の確実な実施とエコドライブの励行が有効です。

整備事業者に整備のために入庫したディーゼル車42,297台について、エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換等の整備を実施し、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が13,946台（全体の33%）ありました。

■点検整備による黒煙低減効果状況　※平成21年度国土交通省調査結果

不正軽油の使用はやめましょう

不正軽油とは　軽油等に重油を混和した規格外燃料です。

不正軽油はこんなに危険

・自動車用燃料として使用すると、排出ガス中に含まれる有害物質の増加につながり大気汚染の原因となります。
・不正軽油には、重油に含まれるタール状の物質が混在しており、エンジンの不具合など自動車の装置の機能悪化につながります。
・不正軽油の製造過程で生じる有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不法投棄により環境汚染を引き起こします。

快適な暮らしを支える6つの約束

エコドライブ効果
車に負担をかける走行はとても不経済のうえ、環境にも悪影響を与えます。エコドライブを守って黒煙を減らしましょう。

メンテナンス効果
定期的な点検整備は、黒煙の減少に大きな効果。正しいメンテナンスで黒煙を減らしましょう。

約束1 ゆるやかな発進・加速

約束2 守ってください、積載重量

約束3 燃料フィルタの定期交換

約束4 エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換

約束5 使用する燃料のチェック

約束6 燃料噴射ポンプ点検整備

エコドライブ10のすすめ

あなたのエコドライブ、チェックしてみてね！

1. ☑ **ふんわりアクセル『e スタート』**
「やさしい発進を心がけましょう。」
2. ☑ **加減速の少ない運転**
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」
3. ☑ **早めのアクセルオフ**
「エンジンブレーキを積極的に使いましょう。」
4. ☑ **エアコンの使用を控えめに**
「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」
5. ☑ **アイドリングストップ**
「無用なアイドリングをやめましょう。」
6. ☑ **暖機運転は適切に**
「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」
7. ☑ **道路交通情報の活用**
「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」
8. ☑ **タイヤの空気圧をこまめにチェック**
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」
9. ☑ **不要な荷物は積まずに走行**
「不要な荷物を積まないようにしましょう。」
10. ☑ **駐車場所に注意**
「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

国土交通省／自動車検査独立行政法人
協賛 一般社団法人 日本自動車工業会・㈳全日本トラック協会・㈳日本バス協会・㈳日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会・㈳日本自動車販売協会連合会

技術関係

特殊法人日本年金機構に係る道路運送車両法第102条の取扱いについて

管内各運輸支局首席陸運技術専門官 殿
首席運輸企画専門官（登録担当）殿
管内各自動車検査登録事務所首席運輸企画専門官 殿
（飛騨自動車検査登録事務所にあっては所長 殿）

事　務　連　絡
平成22年１月20日

中部運輸局自動車技術安全部
管理課長
技術課長

標記について、自動車交通局技術安全部自動車情報課調査班長及び技術企画課検査第一班長から別添のとおり事務連絡があったので了知願います。

なお、自動車検査独立行政法人中部検査部検査課長、軽自動車検査協会愛知主管事務所検査課長及び関係団体には別紙のとおり通知したので、関係者への周知等宜しくお願いします。

別紙　略

（別　添）

特殊法人日本年金機構に係る道路運送車両法第102条の取扱いについて

特殊法人日本年金機構は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、従来、公的年金事業に関する事業を所管してきた社会保険庁を廃止して、平成22年１月１日に設置されたところです。

これに伴い、本年１月１日以降における同機構の自動車登録・検査に係る各種申請については、道路運送車両法第102条の規定に基づき、所定の手数料を納付して頂く必要がありますので、ご留意願います。

なお、上記について、管轄内各支局・事務所にも周知頂くとともに、関係団体等への情報提供方よろしくお取り計らいください。

外装基準の適用猶予に関する周知について（依頼）

中運技技第７号
平成22年４月６日

中部運輸局自動車技術安全部長 殿	国 自 技 第 318 号 平成22年３月31日	自動車交通局技術安全部 技術企画課長

今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第247号）により、平成21年１月１日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用自動車（以下「外装基準対象車」という。）に適用されている外装基準について、平成29年３月31日までの間、適用を猶予することができることとした。

今回の改正については、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える社名表示灯等及び一部の霊柩自動車について、外装基準に適合させるための準備が整っていないものがあることが判明し、公共交通の混乱等を避けるため、緊急措置として平成29年３月31日までの猶予期間を設け、その間に外装基準に確実に適合させることとしたものであることから、その趣旨を自動車ユーザー及び整備事業者に広く周知する必要がある。

このため、下記のとおり、実施するよう関係者に周知されたい。

記

１．検査時の外装基準の周知について

平成29年４月１日以降に基準が遡及適用されることから、これまでどおり検査時には基準の適合性の確認を実施し、基準不適合の場合には、受検者に対し、基準不適合箇所等について平成29年３月31日までに改善する必要があることを周知する。

２．チラシによる周知について

外装基準の適用について、当面別紙を窓口等に掲示して周知する。なお、後日作成予定としているチラシを受検者等に配布し、周知する。

（別　紙）

お　知　ら　せ
外装基準の適用について

平成21年１月１日以降に製作される乗車定員10人未満の乗用車に適用されております外装基準につきまして、同基準に適合させるための準備が整っていないものがあるため、緊急措置として、平成29年３月31日までの間、外装基準の適用を猶予することができることになりました。

しかし、平成29年４月１日以降から外装基準が適用となりますので、外装基準に適合していない場合には平成29年３月31日までの間に外装基準に適合させる必要があります。

外装基準の概要

対象車両

平成21年１月１日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用車（特種車の乗用ベース車を含む）

対象部位

フロアラインより上方で高さ２m以下の外部表面※であって直径100㎜の球体が接触する部分

※外部表面とは、ボンネット、トランクルームの蓋、ドア、フェンダー、ルーフ、灯火装置、指示装置及び外観上視認可能な補強部品（アンテナ、キャリア類を含む）をいう。

主な要件

外部表面には曲率半径が2.5㎜未満である突起を有してはならない（突起の硬さが60ショア以下の突起などは除外しております。）

対象範囲図

フロアライン下方（斜線部）

100 ㎜球

後付消音器の登録性能等確認機関の登録について（通知）

中運技保第84号
平成21年９月14日

中部運輸局自動車技術安全部長 殿	国自環第121号の２ 平成21年９月８日	自動車交通局技術安全部環境課長

後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年12月26日国土交通省告示第1534号）に基づき、下記の者が登録性能等確認機関として登録されたので、通知する。

記

１．登録年月日及び登録番号

平成21年９月８日

登録性能等確認機関　第４号

２．登録性能等確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般社団法人JMCA登録性能確認機関

東京都港区赤坂二丁目19番５号内田ビル２階

代表理事　田中浩二

３．性能等確認業務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人JMCA登録性能確認機関

東京都港区赤坂二丁目19番５号内田ビル２階

４．性能等確認業務を開始する日

平成21年９月10日

５．対象とする後付消音器の種類の限定

二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車に備える後付消音器に限定

（参　考）

後付消音器の登録性能等確認機関一覧表

平成22年４月１日

登録年月日及び登録番号	登録性能等確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名	性能等確認業務を行う事務所の名称及び所在地	性能等確認業務を開始する日	対象とする後付消音器の種類の限定
平成21年４月28日 登録性能等確認機関　第1号	財団法人　日本自動車研究所 東京都港区芝大門一丁目１番30号 所長　小林敏雄	財団法人　日本自動車研究所つくば研究所 茨城県つくば市苅間2530番地	平成21年４月30日	限定なし
平成21年６月15日 登録性能等確認機関　第2号	株式会社　JQR 神奈川県相模原市中央区相模原三丁目８番25号第３JSビル３階 代表取締役　藤壷弘樹	株式会社　JQR 神奈川県相模原市中央区相模原三丁目８番25号第３JSビル３階	平成21年６月29日	四輪自動車に備える後付消音器に限定
平成21年７月30日 登録性能等確認機関　第3号	財団法人　日本自動車輸送技術協会 東京都千代田区六番町６番地 勝永六番町ビル 会長　堀込德年	財団法人　日本自動車輸送技術協会昭島研究室 東京都昭島市美堀町４丁目２番２号	平成21年８月３日	限定なし
平成21年９月８日 登録性能等確認機関　第4号	一般社団法人　JMCA登録性能確認機関 東京都港区赤坂二丁目19番５号 内田ビル２階 代表理事　田中浩二	一般社団法人　JMCA登録性能確認機関 東京都港区赤坂二丁目19番５号 内田ビル２階	平成21年９月10日	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車に備える後付消音器に限定

改正概要 ▶

①騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

②新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

※自動車及び原動機付自転車が規制対象
（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）
※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速走行騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

適用時期 ▶

平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

マフラー（消音器）に対する騒音対策の強化！

① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの

② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

※自動車及び原動機付自転車が規制対象
（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）
※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

基準に適合するもの

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）
(例) 自動車メーカー商号、商標等

（ロ）装置型式指定品表示（装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示）（自マーク）
(例) 自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）
(例)（第１種後付消音器の性能等確認済表示の例）

確認機関の略称 → ABC－21100908S
EG1 EG2 → 原動機型式
→ 識別番号

（ニ）協定規則適合品表示（Ｅマーク）
(例)

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。）

（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）
(例)

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。）

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音レベルが82dB（原動機付自転車は79dB）以下である自動車等
■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。
（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）
・ＣＯＣペーパー（ＥＵ指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
・ＷＶＴＡラベル又はプレート（ＥＵ指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

平 成 22 年 2 月
自 動 車 交 通 局
技 術 安 全 部
自 動 車 情 報 課

1．背　景

自動車の自動車登録番号標及び車両番号標(以下、「ナンバープレート」という。)は、外見上から自動車を特定することができる唯一の標識として、自動車の所有権の公証や交通取り締まり、徴税等の行政目的の達成に重要な役割を担っていることから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)においてナンバープレートを「見やすいように表示」することを求めている。

近年、ナンバープレートに装着する樹脂製のカバー(以下、「カバー」という。)が市販され、これを装着した自動車が多く見られるようになったが、このカバーについて、国民から「ナンバープレートの表示が見えにくい」、「車両犯罪を助長するのではないか」などの意見・要望が国土交通省に多数寄せらていることから、平成20年２月より、有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」（以下、「検討会」という。)を設置し、カバーの法的規制について検討を進めてきたところである。

当検討会の実施した、カバーを装着したナンバープレートの視認性調査により、透明なカバーであっても、明らかに視認性に影響を与えるとの結果が得られたこと等に基づき、平成21年11月に行われた最終回となる第５回検討会において、カバーの装着については、全面禁止が適当との検討会の結論に至ったことから、運行中におけるナンバープレートへのカバーの装着は全面禁止とし、今般、以下の通り道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)について所要の改正を行うものである。

２．概　要

○道路運送車両法施行規則の一部改正

- 運行中、自動車登録番号をカバーで覆うことを禁止する規定を設ける。
- 運行中、車両番号をカバーで覆うことを禁止する規定を設ける。
- 貨物の運送の用に供する車両総重量７トン以上の普通自動車の後部自動車登録番号標の取付位置については、別途告示で定める規定を設ける（詳細については、「貨物の運送の用に供する車両総重量七トン以上の普通自動車の後部自動車登録番号標の取付け位置の基準を定める告示について」参照。）。
- これら上記の規定に違反した場合は、罰則の対象となる。
- その他所用の改正を行う。

３．スケジュール（予定）

公　布：平成22年度中

施　行：未定

貨物の運送の用に供する車両総重量七トン以上の普通自動車の後部自動車登録番号標の取付け位置の基準を定める告示について

平成22年２月
自動車交通局
技術安全部
自動車情報課

１．背　景

自動車の自動車登録番号標(以下、「ナンバープレート」という。)は、外見上から自動車を特定することができる唯一の標識として、自動車の所有権の公証及び交通取り締まりや徴税等の行政目的の達成に重要な役割を担っていることから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)において「ナンバープレートを見やすいように表示」することを求めている。

貨物の運送の用に供する車両総重量七トン以上の普通自動車(以下、「大型貨物自動車」という。)の後部ナンバープレートについて、突入防止装置等の陰に隠れて表示内容が十分確認できないとの意見、苦情が国土交通省に寄せられていることから、平成20年２月より、有識者による「ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付け位置の基準策定について、検討を進めてきたところである。

当検討会の実施した視認性試験により、ナンバープレートの取付け方法の違いによる視認性への影響度合いを確認し、平成21年11月に行われた最終回となる第５回検討会において、これらを基に検討会の策定した基準を満たすことが適当との結論に至ったことから、今般、大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付け位置について基準を定めることとする。

2．概　要

大型貨物自動車の後部に取り付けるナンバープレートについて

- 自動車登録番号の全てを真後ろから見通すことができるように取り付けられていること。
- ナンバープレートの地上高が1.2m以下であるナンバープレートの取付け角度は上向き35度以内、1.2m以上に取り付ける場合は、下向き15度以内であること。
- ナンバープレートの地上高が1.2m以下であるナンバープレートの取付け位置は、ナンバープレートが車両後面より300㎜以内であること（ナンバープレートを車枠間の位置に取り付ける場合は除く。）。
- 荷台と突入防止装置の間隙にナンバープレートを取り付ける場合で、かつ、その間隙の高さが165㎜以下（車両総重量が８トン以上又は最大積載量５トン以上の自動車の場合は220㎜以下。）の自動車については、ナンバープレートが突入防止装置の後端より後方に取り付けること。
- これら上記の規定に違反した場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）違反となり、罰則の対象となる。

3．スケジュール（予定）

公　布：平成22年度中

施　行：未定

自動車検査法人プレスリリース

平成21年12月４日

ー審査事務規程の第51次改正ー 横向き座席の備え付け禁止、座席ベルトの装着対象車両の追加、走行用前照灯の最高光度の引き上げなどに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人(略称：自動車検査法人)は、横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成21年12月４日から施行します。

本改正は、平成21年７月22日及び10月24日に施行された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．座席及び座席ベルトの関係

⑴　横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加

平成24年７月22日以降製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。)に備える座席について、走行時の安全性を向上させるため横向き座席の備え付けを禁止します。(４－34－１－１⑴、５－34－１⑴)

⑵　貨物車の折りたたみ座席の強度及び座席ベルト装着に関する規定を追加

平成28年７月22日以降製作された貨物の運送の用に供する自動車の荷台などに備える折りたたみ座席について、座席及び当該座席の取付装置が衝突等による衝撃を受けた場合の耐久要件や座席ベルトの備え付け要件を新たに追加し､走行時の安全性を強化します。(４－34－１－２、４－36－１⑴、５－34－１⑸、５－36－１⑴)

２．走行用前照灯の最高光度の規定を改正

走行時の安全性を向上させるため、走行用前照灯の最高光度を225,000cdから300,000cdに引き上げます。(４－57－２－１、５－57－２－１)

３．車幅灯及び前部方向指示器の視認角度要件の規定を追加

乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える地上750㎜未満の高さに取り付けられた車幅灯又は前部方向指示器について、ランプ中心を通る水平面より下の部分の車両内側方向の最小視認角度要件を45°から20°へと見直しを行います。(４－63－３⑴⑫、４－79－３⑶⑮、５－63－３⑴⑫、５－79－３⑵⑮)

４．前照灯に国連協定規則の技術要件の規定を適用

平成26年10月１日以降製作された型式指定自動車等に備える前照灯について、国際基準への調和を図るため前照灯の技術基準を廃止し、国連協定規則（第98号及び第112号）の技術要件を適用します。これにより、相互承認の対象となります。（４－106⑪）

５．その他

車輪を３個以上有する自動車であっても車輪及び車体を傾斜して旋回する構造などの要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用することができることとし、新技術への対応を図ります。（１－３の２）

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/） 「審査事務規程」に掲載しています。

自動車検査法人プレスリリース

平成22年３月４日

ー審査事務規程の第52次改正ー
加速走行騒音規制が適用される車両に備えられた消音器の審査方法を追加

本年４月から新たに並行輸入自動車、改造自動車等の新規検査及び継続検査の際に加速走行騒音規制が適用されます。これに係る消音器の審査方法などについて、審査事務規程の一部改正を行います。

本改正は、国土交通省から「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）の一部改正及び「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」（平成22年２月５日付、国自環第247の２号）が通知されたことに伴い所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は次のとおりです。

１．消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、消音器の構造、騒音低減機構等に関する基準に適合しない旨を規定した。（４－48－２－２⑵、５－48－２－２⑵）

２．消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることを、公的試験機関が発行した加速走行騒音試験結果成績表により審査する場合の確認事項を追加規定した。（４－48－２－２⑶②ア、５－48－２－２⑶②ア）

３．並行輸入自動車の審査要領について、消音器の加速走行騒音性能規制への適合性を確認するために提出させる書面の種類とその審査方法及び現車での審査方法を新たに規定した。（別添２の２－１表1、５－３－11、７－８）

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

自動車検査法人プレスリリース

平成22年３月31日

－審査事務規程の第53次改正－
乗用車の外装基準の適用の猶予、大型特殊自動車の
排気ガス規制の強化などに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人(略称：自動車検査法人)は、乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成22年４月１日から施行します。

本改正は、平成22年３月18日及び３月29日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加

平成21年１月１日以降製作された乗用車(乗車定員10人未満に限る。)に適用されている外装の基準(注１)について、平成29年３月31日までの間、基準適用を猶予(注２)することとします。

(４－26－１⑸、５－26－１⑸)

注１：自動車のボディ等の表面に関して、人との衝突・接触の際に人が負傷する危険性を減らすことを目的として定められた安全基準

注２：平成29年４月１日以降は、使用過程車(平成21年１月１日以降製作された乗用車)も含めて当該外装基準が適用されます。

２．大型特殊自動車の排気ガス規制の強化

次のとおり排気ガス規制を強化します。なお、本規制は平成25年以降に型式を取得する自動車から段階的に適用されます。

⑴　排出ガス新試験モードの導入及び規制値の強化

現行のディーゼル特殊自動車８モード法に加え、新たにNRTCモード法を導入し、排出ガスの規制値を強化します。

(４－50－１－２⑴⑧)

⑵　黒煙汚染度の規制値の強化

無負荷急加速黒煙の測定方法及びディーゼル特殊自動車８モード法により測定される黒煙汚染度の規制値を強化します。

(４－50－１－１③、４－50－１－２⑴⑩、５－50－１③)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ(http://www.navi.go.jp/)「審査事務規程」に掲載しています。

平成21年度自動車分解整備事業監査結果

〔認証工場〕

項目 / 支局	年度当初工場数	監査件数	局長処分				支局長警告	改善命令
			取消	停止	警告	計		
愛知	5,100	63	1	1	0	2	2	0
静岡	3,473	37	0	0	0	0	0	0
岐阜	1,852	24	0	1	0	1	0	0
三重	1,683	37	1	4	0	5	0	0
福井	771	17	0	0	0	0	0	0
局計	12,879	178	2	6	0	8	2	0

〔指定工場〕

項目 / 支局	年度当初工場数	監査件数	局長処分						支局長警告	是正命令
			取消	停止	警告	計	検査員解任	検査員警告		
愛知	1,765	1,982	0	6	3	9	2	3	4	0
静岡	971	1,209	0	4	1	5	0	0	0	0
岐阜	590	860	1	2	1	4	1	2	1	0
三重	703	728	1	3	2	6	3	0	1	0
福井	336	430	0	0	1	1	0	1	1	0
局計	4,365	5,209	2	15	8	25	6	6	7	0

平成21年度自動車分解整備事業の行政処分

認証工場の処分状況（平21．4～平22．3）

項目／支局	認証の取消	認証の停止	改善命令	警告	業態別		
					ディーラ	専業	組合
愛　知	1	1	0	2	1	3	0
静　岡	0	0	0	0	0	0	0
岐　阜	0	1	0	1	0	2	0
三　重	1	4	0	0	1	4	0
福　井	0	0	0	0	0	0	0
局　計	2	6	0	3	2	9	0

処分の対象となった違反条文

違反条文	第78条第１項	第81条第１項	第81条第２項	第82条第83条	第89条	第90条	第91条	第91条の２	第91条の３
件数	1	1	1	0	1	0	8	3	4

指定工場の処分状況（平21．4～平22．3）

項目／支局	指定の取消	適合証の交付停止	是正命令	警告（支局を含む）	検査員解任	業態別（検査員解任を除く）		
						ディーラ	専業	組合
愛　知	0	6	0	7	2	3	10	0
静　岡	0	4	0	1	0	1	4	0
岐　阜	1	2	0	1	1	1	3	0
三　重	1	3	0	3	3	3	4	0
福　井	0	0	0	2	0	0	2	0
局　計	2	15	0	14	6	8	23	0

処分の対象となった違反条文

違反条文	第94条の２	第94条の３	第94条の４	第94条の５	第94条の６	第94条の10 指定規則第７条第２項	自賠責法 第９条第７項
件数	0	5	1	21	21	1	3

未認証行為に関する立入調査状況等（平成21年度）

中部運輸局

項目 / 支局	今年度対象事業者数	今年度措置済み事業者数	立入等回数（延べ回数）	分解整備実施の有無等				警告書交付	告発件数	認証取得
				実施	実施なし	要継続調査	合計			
愛　知	39	33	63（ 66）	15	25	23	63	15	0	10
静　岡	5	7	8（　9）	1	7	0	8	1	0	0
岐　阜	16	5	19（ 24）	0	4	15	19	0	0	1
三　重	22	2	16（ 16）	5	1	10	16	5	0	2
福　井	3	4	21（ 24）	0	4	17	21	0	0	0
局　計	85	51	127（139）	21	41	65	127	21	0	13

今年度措置済み事業者数とは、分解整備の実施が確認できなかった事業者及び認証を取得し、調査を完了した数を示す。

平成21年度中部運輸局管内行政処分事例

〔認証工場〕

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	使用者からの情報提供	整備を依頼した者から、当該工場には整備士(整備主任者)が在職していないとの情報提供があり監査を実施したところ、整備士がいないこと。分解整備の内容を分解整備記録簿に記載していないことなど違反の事実が確認された。	分解整備事業停止15日
専業	情報提供	分解整備事業を行っている実態がないとの情報提供があり、確認したところ、情報どおり事業を廃止していた。	分解整備事業　取消
ディーラー	情報提供	指定事業者に検査のみを依頼しているとの情報提供があり、監査したところ、分解整備記録簿を作成していない、概算見積書を交付していない、点検整備実施後、指定事業者へ検査を依頼していることが確認された。	分解整備事業停止10日
専業	情報提供	指定事業者に検査のみを依頼しているとの情報提供があり、監査したところ、分解整備記録簿を作成していない、概算見積書を交付していない、点検整備実施後、指定事業者へ検査を依頼していることが確認された。	分解整備事業停止10日

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	情報提供	指定事業者に検査のみを依頼しているとの情報提供があり、監査したところ、分解整備記録簿を作成していない、概算見積書を交付していない、点検整備実施後、指定事業者へ検査を依頼していることが確認された。	分解整備事業停止 10日

〔指定工場〕

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	独法からの情報提供	中古車新規申請の際、同一性(乗車定員)が相違している車両に適合証を交付しているとの情報提供があり、監査したところ、登録識別情報等通知書と同一性が相違しているにもかかわらず、自動車検査員は、適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと。指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りが確認された。	適合証交付停止 15日 検査員警告(１名)
専業	情報提供	当該事業者に勤務している自動車検査員は、個人で別に未認証事業場も営んでいるとの情報提供があり、監査を実施したところ、当該自動車検査員は、当該事業場において点検・整備を実施せずに検査を行い適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと。自動車検査員は、保安基準不適合車に対し、適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと。指定整備記録簿に虚偽の記載をしたこと。事業場の工員数が不足していることなどの違反行為が、確認された。	指定整備事業　取消 分解整備事業停止 15日 検査員解任(１名)

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
ディーラー	計画監査	計画監査を実施したところ、自動車検査員は、前照灯の検査において、走行用前照灯の検査を行わなければならない車両について、すれ違い用前照灯で検査を実施し、適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと。指定整備記録簿に前照灯の検査結果の数値を虚偽記載したことなどが、確認された。	適合証交付停止 30日
専業	支局窓口からの情報提供	中古車新規申請の際、自動車検査証を添付し、申請していると登録担当窓口からの情報により監査を実施したところ、自動車登録番号標の確認を行ったにもかかわらず、当該車両が一時登録抹消済みであるかの如く指定整備記録簿に虚偽記載したことが確認された。	適合証交付停止 20日
専業	計画監査	計画監査を実施したところ、事業者は、指定整備記録簿に前照灯の検査結果を虚偽記載したこと、指定整備記録簿の一部記載漏れ及び記載誤りが確認された。	適合証交付停止 20日
専業	計画監査	計画監査を実施したところ、事業者は、指定整備記録簿に前照灯の検査結果を虚偽記載したこと、指定整備記録簿の一部記載漏れ及び記載誤りが確認された。	適合証交付停止 20日

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
ディーラー	情報提供	事業場管理責任者が不在でも保安基準適合証を交付しているとの情報提供により監査を実施したところ、当該事実は、確認できなかったものの、自動車検査員は、前照灯が保安基準不適合な状態であるにもかかわらず、適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと、指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあったことが確認された。	適合証交付停止 25日 検査員警告（１名）
専業	情報提供	ペーパー車検を実施したとして検挙された自動車検査員の刑が確定したことを受け、監査を実施したところ、多数の自動車に対して点検･整備を全くせず、また、完成検査の一部又は全部を実施せず、保安基準適合証を交付したこと、指定整備記録簿に虚偽記載していたこと、事業場の工員数が不足していることなどの事実が確認された。	指定整備事業　取消 分解整備事業　取消 検査員解任(2名)

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	計画監査	計画監査で事業場へ立ち入ったところ、整備作業中の自動車に対して適合証が交付されていることを確認した。監査の結果、完成検査の一部を実施せず、また、保安基準不適合な状態の自動車に対して、自動車検査員は適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと、適合証を交付した自動車の指定整備記録簿を記載していなかったことなど違反の事実が確認された。	適合証交付停止 45日 検査員解任（１名）
専業	使用者からの情報提供	車検終了後の納車時にリアタイヤが脱落したとの情報提供があり監査を実施したところ、走行装置が保安基準不適合な状態で適合証を交付したこと、指定整備記録簿に一部記載漏れがあることが確認された。	適合証交付停止 25日 検査員警告（１名）
専業	独法からの情報提供	中古車新規申請に際し、同一性（車体の形状、全高等）が相違している自動車に適合証を交付しているとの情報提供があり、監査を実施したところ、検査員は、登録識別情報等通知書と同一性が相違している自動車に対し、適合証を証明し、事業者はこれを交付した。	適合証交付停止 15日 検査員警告（１名）

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	独法からの情報提供	中古車新規申請に際し、保安基準に不適合な状態(側面方向指示器の色)の車両に適合証を交付しているとの情報提供があり、監査を実施したところ、自動車検査員は、保安基準に不適合な状態にもかかわらず、適合証に証明し、事業者はこれを交付した。	適合証交付停止 25日 検査員警告(１名)
ディーラー	計画監査	行政処分等を行った事業場の改善状況を確認するため立入監査を実施したところ、排気ガス検査においてHCの測定値が保安基準に不適合な状態(数値オーバー)であるにもかかわらず適合証を交付したこと、指定整備記録簿の一部記載漏れがあることが、確認された。	適合証交付停止 15日
専業	計画監査	計画監査で事業場に立ち入ったところ、事業場内の駐車場に運転席等側面ガラスに着色フィルムが貼付され、保安基準適合標章が貼付された自動車を発見した。調査したところ、自動車検査員は、保安基準不適合な状態の車両にもかかわらず、適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと。事業者は、指定整備記録簿に着色フィルムを剥がした旨虚偽記載したことを確認した。	適合証交付停止 25日 分解整備事業の停止 10日 検査員解任(１名)

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	計画監査	書面監査において工員不足の疑義が生じたため、改めて立入監査を実施したところ、保安基準不適合な状態（黒煙オーバー）の自動車にもかかわらず、自動車検査員は適合証に証明し、事業者はこれを交付したこと、検査の一部（ベッセル比の計算）を実施していないにもかかわらず、事業者は適合証を交付したこと、事業場の工員が不足していること、検査員の変更届出が提出されていなかったことなどが、確認された。	適合証交付停止 85日 検査員解任（１名）
専業	情報提供	車両火災事故の車両見分を行ったところ、当該事業場において４日前に車検整備を実施したことが判明し、監査を実施したところ、適合証を交付した自動車について、整備上の瑕疵（オイルエレメントの取付不備）があったこと、指定整備記録簿の一部記載漏れがあったことが、確認された。	適合証交付停止 15日

業態別	発　端	事例の概要	処分内容
専業	計画監査	計画監査で事業場へ立ち入ったところ、整備作業中の車両に対して適合証が交付されていることを確認し、監査を実施した結果、事業者は、点検・整備を一部実施していないもかかわらず適合証を交付したこと、適合証を交付した車両に指定整備記録簿を記載していなかったなどの事実を確認した。	適合証交付停止 20日

管内認証・指定工場数及び指定整備率等の推移
（平成16年度～平成21年度）

県別	項目＼年度	16	17	18	19	20	21	20年：21年対比
愛知	認証工場数	5,080	5,052	5,038	5,086	5,100	5,157	101.1
	指定工場数	1,693	1,715	1,721	1,736	1,765	1,774	100.5
	指定整備率	76.9	77.9	78.3	78.8	78.9	78.8	99.9
	取 扱 台 数	659	665	655	690	678	676	99.7
静岡	認証工場数	3,361	3,410	3,405	3,436	3,473	3,488	100.4
	指定工場数	938	946	950	964	971	978	100.7
	指定整備率	69.2	69.6	70.3	70.6	71.6	71.5	99.9
	取 扱 台 数	584	596	584	591	585	571	97.6
岐阜	認証工場数	1,808	1,806	1,814	1,839	1,852	1,871	101.0
	指定工場数	571	578	585	588	590	593	100.5
	指定整備率	76.4	76.8	77.2	77.8	77.9	77.4	99.4
	取 扱 台 数	623	628	610	620	608	589	96.9
三重	認証工場数	1,613	1,612	1,618	1,648	1,683	1,684	100.1
	指定工場数	652	671	679	695	703	700	99.6
	指定整備率	75.9	76.9	77.8	78.6	79.2	79.4	100.3
	取 扱 台 数	427	429	421	432	424	422	99.5
福井	認証工場数	734	741	746	763	771	771	100.0
	指定工場数	304	311	314	328	336	342	101.8
	指定整備率	73.6	75.0	75.8	76.9	77.9	77.8	99.9
	取 扱 台 数	429	435	424	420	404	388	96.0
局計	認証工場数	12,596	12,621	12,621	12,772	12,879	12,971	100.8
	指定工場数	4,158	4,221	4,249	4,311	4,365	4,387	100.5
	指定整備率	74.7	75.4	76.0	76.5	76.9	76.9	100.0
	取 扱 台 数	609	582	578	596	586	578	98.6

(注)①指定整備率とは、継続検査件数の内に占める指定整備扱い件数をいう。
②認証工場数には、指定工場数を含む。
③取扱台数とは、指定工場一工場当たりの年間取扱台数をいう。
取扱台数＝継続検査件数(指定整備扱い)／指定工場数
④20年：21年対比とは、各項目について平成21年度における対前年比(百分率)を表す。

平成21年度街頭検査実施状況（一般街頭及び時間外街頭）
中部運輸局管内（愛知・静岡・岐阜・三重・福井の各県）分

実施回数	実施者及び協力者数		
	運輸支局 検査法人	その他	合　計
68回	246名	2,062名	2,308名

検査車両数

装置別不良箇所数

平成22年度税制改正に伴う自動車重量税の変更について（H22．4．1から）

H22税制改正に伴う自動車重量税税率の基本的な考え方（フローチャート）

以下のフローによって、税率をご確認願います。

※ 検査対象外軽自動車は、新税率を適用。(2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税)

「初度登録（又は初度検査）から18年経過している」年数の考え方について

車両の種別により、18年経過の考え方が異なりますので、ご注意願います。

① 登録自動車及び小型二輪の場合

原則として、初度登録年月（小型二輪の場合は初度検査年月）から17年11箇月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

② 検査対象軽自動車（二輪を除く）の場合（平成22年3月26日閣議決定）

原則として、初度検査年から18年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

※平成5年に初度検査を受けた車両の場合の例

H5 起算年	H6 1年経過した年	H22 17年経過した年	H23 18年経過した年
○月 初度検査			

H5に初度検査を受けた車両の適用日は、H23. 12. 1。

初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、「当該交付年から18年経過した年の12月1日」以後に受けた検査から適用されます。

平成22年4月1日からの新しい自動車重量税税率表

※表中の税額単位はいずれも円

1. 乗用

区分	3年自家用				2年自家用						1年自家用						1年事業用					
	エコカー減免適用			エコカー減免	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
車両重量	免税	75%減	50%減	適用なし	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
0.5トン以下		3,700	7,500	15,000		2,500	5,000	5,000	10,000	12,600		1,200	2,500	2,500	5,000	6,300		600	1,300	2,500	2,700	2,800
～1		7,500	15,000	30,000		5,000	10,000	10,000	20,000	25,200		2,500	5,000	5,000	10,000	12,600		1,300	2,700	5,000	5,400	5,600
～1.5	免税	11,200	22,500	45,000	免税	7,500	15,000	15,000	30,000	37,800	免税	3,700	7,500	7,500	15,000	18,900	免税	2,000	4,000	7,500	8,100	8,400
～2		15,000	30,000	60,000		10,000	20,000	20,000	40,000	50,400		5,000	10,000	10,000	20,000	25,200		2,700	5,400	10,000	10,800	11,200
～2.5		18,700	37,500	75,000		12,500	25,000	25,000	50,000	63,000		6,200	12,500	12,500	25,000	31,500		3,300	6,700	12,500	13,500	14,000
～3		22,500	45,000	90,000		15,000	30,000	30,000	60,000	75,600		7,500	15,000	15,000	30,000	37,800		4,000	8,100	15,000	16,200	16,800

2. 特種用途

区分	2年自家用						1年自家用						2年事業用						1年事業用					
車両	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
総重量	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
1トン以下		2,500	5,000	5,000	10,000	12,600		1,200	2,500	2,500	5,000	6,300		1,300	2,700	5,000	5,400	5,600		600	1,300	2,500	2,700	2,800
～2		5,000	10,000	10,000	20,000	25,200		2,500	5,000	5,000	10,000	12,600		2,700	5,400	10,000	10,800	11,200		1,300	2,700	5,000	5,400	5,600
～3		7,500	15,000	15,000	30,000	37,800		3,700	7,500	7,500	15,000	18,900		4,000	8,100	15,000	16,200	16,800		2,000	4,000	7,500	8,100	8,400
～4		10,000	20,000	20,000	40,000	50,400		5,000	10,000	10,000	20,000	25,200		5,400	10,800	20,000	21,600	22,400		2,700	5,400	10,000	10,800	11,200
～5		12,500	25,000	25,000	50,000	63,000		6,200	12,500	12,500	25,000	31,500		6,700	13,500	25,000	27,000	28,000		3,300	6,700	12,500	13,500	14,000
～6		15,000	30,000	30,000	60,000	75,600		7,500	15,000	15,000	30,000	37,800		8,100	16,200	30,000	32,400	33,600		4,000	8,100	15,000	16,200	16,800
～7		17,500	35,000	35,000	70,000	88,200		8,700	17,500	17,500	35,000	44,100		9,400	18,900	35,000	37,800	39,200		4,700	9,400	17,500	18,900	19,600
～8		20,000	40,000	40,000	80,000	100,800		10,000	20,000	20,000	40,000	50,400		10,800	21,600	40,000	43,200	44,800		5,400	10,800	20,000	21,600	22,400
～9		22,500	45,000	45,000	90,000	113,400		11,200	22,500	22,500	45,000	56,700		12,100	24,300	45,000	48,600	50,400		6,000	12,100	22,500	24,300	25,200
～10		25,000	50,000	50,000	100,000	126,000		12,500	25,000	25,000	50,000	63,000		13,500	27,000	50,000	54,000	56,000		6,700	13,500	25,000	27,000	28,000
～11		27,500	55,000	55,000	110,000	138,600		13,700	27,500	27,500	55,000	69,300		14,800	29,700	55,000	59,400	61,600		7,400	14,800	27,500	29,700	30,800
～12		30,000	60,000	60,000	120,000	151,200		15,000	30,000	30,000	60,000	75,600		16,200	32,400	60,000	64,800	67,200		8,100	16,200	30,000	32,400	33,600
～13	免税	32,500	65,000	65,000	130,000	163,800	免税	16,200	32,500	32,500	65,000	81,900	免税	17,500	35,100	65,000	70,200	72,800	免税	8,700	17,500	32,500	35,100	36,400
～14		35,000	70,000	70,000	140,000	176,400		17,500	35,000	35,000	70,000	88,200		18,900	37,800	70,000	75,600	78,400		9,400	18,900	35,000	37,800	39,200
～15		37,500	75,000	75,000	150,000	189,000		18,700	37,500	37,500	75,000	94,500		20,200	40,500	75,000	81,000	84,000		10,100	20,200	37,500	40,500	42,000
～16		40,000	80,000	80,000	160,000	201,600		20,000	40,000	40,000	80,000	100,800		21,600	43,200	80,000	86,400	89,600		10,800	21,600	40,000	43,200	44,800
～17		42,500	85,000	85,000	170,000	214,200		21,200	42,500	42,500	85,000	107,100		22,900	45,900	85,000	91,800	95,200		11,400	22,900	42,500	45,900	47,600
～18		45,000	90,000	90,000	180,000	226,800		22,500	45,000	45,000	90,000	113,400		24,300	48,600	90,000	97,200	100,800		12,100	24,300	45,000	48,600	50,400
～19		47,500	95,000	95,000	190,000	239,400		23,700	47,500	47,500	95,000	119,700		25,600	51,300	95,000	102,600	106,400		12,800	25,600	47,500	51,300	53,200
～20		50,000	100,000	100,000	200,000	252,000		25,000	50,000	50,000	100,000	126,000		27,000	54,000	100,000	108,000	112,000		13,500	27,000	50,000	54,000	56,000
～21		52,500	105,000	105,000	210,000	264,600		26,200	52,500	52,500	105,000	132,300		28,300	56,700	105,000	113,400	117,600		14,100	28,300	52,500	56,700	58,800
～22		55,000	110,000	110,000	220,000	277,200		27,500	55,000	55,000	110,000	138,600		29,700	59,400	110,000	118,800	123,200		14,800	29,700	55,000	59,400	61,600
～23		57,500	115,000	115,000	230,000	289,800		28,700	57,500	57,500	115,000	144,900		31,000	62,100	115,000	124,200	128,800		15,500	31,000	57,500	62,100	64,400
～24		60,000	120,000	120,000	240,000	302,400		30,000	60,000	60,000	120,000	151,200		32,400	64,800	120,000	129,600	134,400		16,200	32,400	60,000	64,800	67,200
～25		62,500	125,000	125,000	250,000	315,000		31,200	62,500	62,500	125,000	157,500		33,700	67,500	125,000	135,000	140,000		16,800	33,700	62,500	67,500	70,000

3. トラック（車両総重量8トン以下）

区分	2年自家用				1年自家用						2年事業用				1年事業用					
車両	エコカー減免適用			エコカー減免	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
総重量	免税	75%減	50%減	適用なし	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	適用なし	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
1トン以下		1,900	3,800	7,600		900	1,900	2,500	3,800	4,400		1,300	2,700	5,400		600	1,300	2,500	2,700	2,800
～2		3,800	7,600	15,200		1,900	3,800	5,000	7,600	8,800		2,700	5,400	10,800		1,300	2,700	5,000	5,400	5,600
～2.5		5,700	11,400	22,800		2,800	5,700	7,500	11,400	13,200		4,000	8,100	16,200		2,000	4,000	7,500	8,100	8,400
～3		7,500	15,000	30,000		3,700	7,500	7,500	15,000	18,900		4,000	8,100	16,200		2,000	4,000	7,500	8,100	8,400
～4	免税	10,000	20,000	40,000	免税	5,000	10,000	10,000	20,000	25,200	免税	5,400	10,800	21,600	免税	2,700	5,400	10,000	10,800	11,200
～5		12,500	25,000	50,000		6,200	12,500	12,500	25,000	31,500		6,700	13,500	27,000		3,300	6,700	12,500	13,500	14,000
～6		15,000	30,000	60,000		7,500	15,000	15,000	30,000	37,800		8,100	16,200	32,400		4,000	8,100	15,000	16,200	16,800
～7		17,500	35,000	70,000		8,700	17,500	17,500	35,000	44,100		9,400	18,900	37,800		4,700	9,400	17,500	18,900	19,600
～8		20,000	40,000	80,000		10,000	20,000	20,000	40,000	50,400		10,800	21,600	43,200		5,400	10,800	20,000	21,600	22,400

4. バス、トラック（トラックは車両総重量8トン超から適用）

区分	1年自家用						1年事業用					
車両	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
総重量	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
1トン以下		1,200	2,500	2,500	5,000	6,300		600	1,300	2,500	2,700	2,800
～2		2,500	5,000	5,000	10,000	12,600		1,300	2,700	5,000	5,400	5,600
～3		3,700	7,500	7,500	15,000	18,900		2,000	4,000	7,500	8,100	8,400
～4		5,000	10,000	10,000	20,000	25,200		2,700	5,400	10,000	10,800	11,200
～5		6,200	12,500	12,500	25,000	31,500		3,300	6,700	12,500	13,500	14,000
～6		7,500	15,000	15,000	30,000	37,800		4,000	8,100	15,000	16,200	16,800
～7		8,700	17,500	17,500	35,000	44,100		4,700	9,400	17,500	18,900	19,600
～8	免税	10,000	20,000	20,000	40,000	50,400	免税	5,400	10,800	20,000	21,600	22,400
～9		11,200	22,500	22,500	45,000	56,700		6,000	12,100	22,500	24,300	25,200
～10		12,500	25,000	25,000	50,000	63,000		6,700	13,500	25,000	27,000	28,000
～11		13,700	27,500	27,500	55,000	69,300		7,400	14,800	27,500	29,700	30,800
～12		15,000	30,000	30,000	60,000	75,600		8,100	16,200	30,000	32,400	33,600
～13		16,200	32,500	32,500	65,000	81,900		8,700	17,500	32,500	35,100	36,400
～14		17,500	35,000	35,000	70,000	88,200		9,400	18,900	35,000	37,800	39,200
～15		18,700	37,500	37,500	75,000	94,500		10,100	20,200	37,500	40,500	42,000

区分	1年自家用						1年事業用					
車両	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
総重量	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
～16		20,000	40,000	40,000	80,000	100,800		10,800	21,600	40,000	43,200	44,800
～17		21,200	42,500	42,500	85,000	107,100		11,400	22,900	42,500	45,900	47,600
～18		22,500	45,000	45,000	90,000	113,400		12,100	24,300	45,000	48,600	50,400
～19		23,700	47,500	47,500	95,000	119,700		12,800	25,600	47,500	51,300	53,200
～20		25,000	50,000	50,000	100,000	126,000		13,500	27,000	50,000	54,000	56,000
～21		26,200	52,500	52,500	105,000	132,300		14,100	28,300	52,500	56,700	58,800
～22		27,500	55,000	55,000	110,000	138,600		14,800	29,700	55,000	59,400	61,600
～23	免税	28,700	57,500	57,500	115,000	144,900	免税	15,500	31,000	57,500	62,100	64,400
～24		30,000	60,000	60,000	120,000	151,200		16,200	32,400	60,000	64,800	67,200
～25		31,200	62,500	62,500	125,000	157,500		16,800	33,700	62,500	67,500	70,000
～26		32,500	65,000	65,000	130,000	163,800		17,500	35,100	65,000	70,200	72,800
～27		33,700	67,500	67,500	135,000	170,100		18,200	36,400	67,500	72,900	75,600
～28		35,000	70,000	70,000	140,000	176,400		18,900	37,800	70,000	75,600	78,400
～29		36,200	72,500	72,500	145,000	182,700		19,500	39,100	72,500	78,300	81,200
～30		37,500	75,000	75,000	150,000	189,000		20,200	40,500	75,000	81,000	84,000

5. 小型二輪 ⬅ エコカー減免対象外

	3年自家用	2年自家用		1年自家用		3年事業用	2年事業用	
	減免なし	減免なし	18年経過	減免なし	18年経過	減免なし	減免なし	18年経過
	6,600	4,400	5,000	2,200	2,500	4,800	3,200	3,400

6. 検査対象外軽自動車 ⬅ エコカー減免対象外

	2輪自家用	2輪事業用	その他自家用	その他事業用
	5,500	4,300	11,300	8,100

※ 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

7. 検査対象軽自動車（二輪を除く）

	3年自家用				2年自家用						2年事業用					
	エコカー減免適用			エコカー減免	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
	免税	75%減	50%減	適用なし	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
	免税	2,800	5,700	11,400	免税	1,900	3,800	5,000	7,600	8,800	免税	1,300	2,700	5,000	5,400	5,600

【参考】
エコカー減税車に係る自動車重量税の税額算出方法
租税特別措置法第90条の11の規定により計算した金額に減税する率を減じた率を乗じ、百円未満の端数を切り捨てる。
（例）乗用車（車両重量1．5トン、自家用）について75%軽減の適用を受けて新車新規検査（3年）を受けるときの納税額

（減免なし）　（軽減率）
45,000 × （100%－75%） ＝ 11,250 ⇒ 11,200（円）

自動車重量税一覧表中の18年経過の早見表

初度登録（検査）		18年経過車となる日
年	月	
H４	5	H22. ４．1
	6	H22. ５．1
	7	H22. ６．1
	8	H22. ７．1
	9	H22. ８．1
	10	H22. ９．1
	11	H22. 10. 1
	12	H22. 11. 1
	不明	H22. 12. 1
H５	1	H22. 12. 1
	2	H23. １．1
	3	H23. ２．1
	4	H23. ３．1
	5	H23. ４．1
	6	H23. ５．1
	7	H23. ６．1
	8	H23. ７．1
	9	H23. ８．1
	10	H23. ９．1
	11	H23. 10. 1
	12	H23. 11. 1
	不明	H23. 12. 1

※　以降同様に続く

※　不明とは記載がないものとする

検査・登録関係手数料一覧表

平成20年11月４日現在

１．登録手数料

（単位：円）

区分	項目	手数料
新　規　登　録		700
移　転　登　録		500
変　更　登　録		350
抹消登録	永久抹消登録	無料
	輸出抹消登録	350
	一時抹消登録	350
	一時抹消後の解体届	無料
	一時抹消後の輸出届	350
輸出を取りやめた場合の届出	輸出予定届出証明書の返納	無料
	輸出抹消仮登録証明書の返納	350
一時抹消後の所有者変更		無料
登録事項等証明書交付	現　在　証　明	300
	詳　細　証　明（１枚目）	1,000
	〃　（２枚目以降１枚につき）	300
自動車検査証返納証明書交付（小型二輪自動車）		350
自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証　再交付		300
検査標章（ステッカー）　再交付		300

２．検査手数料

区分	項目	車種	国へ納付（検査登録印紙）	検査法人に納付（自動車審査証紙）	手数料合計
新規検査	完成検査終了証の提出				1,100
	保安基準適合証の提出(指)				1,100
	持込検査（㊥を含む）	普通	400	1,700	2,100
		小型	400	1,600	2,000
継続検査	保安基準適合証の提出				1,100
	持込検査	普通	400	1,400	1,800
		小型	400	1,300	1,700
構造等変更検査	持込検査	普通	400	1,700	2,100
		小型	400	1,600	2,000
予備検査	保安基準適合証の提出(指)				1,100
	持込検査（㊥を含む）	普通	400	1,700	2,100
		小型	400	1,600	2,000
限定自動車検査証による検査	限定保安基準適合証の提出				1,100
	持込検査	普通・小型	400	900	1,300

※その他、この一覧表にない手数料などについては窓口担当者にお尋ねください。

手数料の納付を要しない「独立行政法人」と「国立大学法人等」

道路運送車両法施行令第14条（法第102条第１項の政令）で定める独立行政法人

平成22年４月１日現在

所　管		独立行政法人
国交省	か	海上技術安全研究所
		海技教育機構
農水省		家畜改良センター
文科省	き	教員研修センター
経産省	け	経済産業研究所
		原子力安全基盤機構
国交省		建築研究所
経産省	こ	工業所有権情報・研修館
国交省		航海訓練所
		航空大学校
		交通安全環境研究所
		港湾空港技術研究所
農水省		国際農林水産業研究センター
環境省		国立環境研究所
厚労省		国際がん研究センター
		国立健康・栄養研究所
		国立国際医療研究センター
		国立循環器病研究センター
		国立成育医療研究センター
		国立精神･神経医療研究センター
		国立長寿医療研究センター
内閣府		国立公文書館
文科省		国立学科博物館
		国立高等専門学校機構
		国立女性教育会館
		国立青少年教育振興機構

所　管		独立行政法人
文科省	こ	国立特別支援教育総合研究所
		国立美術館
		国立文化財機構
経産省	さ	産業技術総合研究所
国交省	し	自動車検査独立行政法人
農水省		種苗管理センター
財務省		酒類総合研究所
総務省		情報通信研究機構
農水省		森林総合研究所
農水省	す	水産総合研究センター
		水産大学校
経産省	せ	製品評価技術基盤機構
文科省	た	大学評価・学位授与機構
防衛省	ち	駐留軍等労働者労務管理機構
国交省	て	電子航法研究所
総務省	と	統計センター
国交省		土木研究所
農水省	の	農業環境技術研究所
		農業・食品産業技術総合研究機構
		農業生物資源研究所
		農林水産消費安全技術センター
文科省	ふ	物質・材料研究機構
	ほ	放射線医学総合研究所
		防災科学技術研究所
厚労省	ろ	労働安全衛生総合研究所

国立大学法人法施行令第22条第１項10号により国とみなす

文科省	こ	国立大学法人

文科省	た	大学共同利用機関法人

独立行政法人国立病院機構は、同機構法施行令に道路運送車両法第102条第１項の準用規定がないので有料。

※法令改正状況はhttp://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE.254.htmlにて確認のこと。

自動車NOx・PM法

自動車NOx・PM法の使用車種規制に基づき、自動車検査証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などが記載されています。規制の対象となる自動車が、排出基準に適合していない場合には、有効期間の更新を行うことが出来ない場合がありますので、使用者から問い合わせを受けた場合はご注意下さい。

【備考欄記載例１】

「使用車種規制（NOx・PM）適合」

- この自動車は使用車種規制のNOx・PM排出基準に適合しています。
- このため、対策地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。

【備考欄記載例２】

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

- この自動車は使用車種規制のNOx・PM排出基準に適合していません。また、猶予期間も終了しています。
- このため、対策地域外に使用の本拠を置いて使用することはできますが、対策地域内に使用の本拠を移すことはできません。

具体例１：有効期間を更新することが出来ます

使用の本拠の位置	愛知県知多郡南知多町…
有効期間の満了する日	平成22年４月12日
備考	この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠の位置はNOx・PM対策地域外です。

（理由）使用の本拠の位置が対策地域外にあるため。

【備考欄記載例３】

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

- この自動車は使用車種規制のNOx・PM排出基準に適合していません。

• 車検証の備考欄に記載されている日付(平成○年○月○日)以降初めての有効期間満了日を超えて対策地域内に使用の本拠を置いて使用することはできなくなります。

• ただし、備考欄に記載されている日付(平成○年○月○日)以降初めての有効期間満了日までは、対策地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。

具体例２：特定期日までは有効期間を更新することが出来ます

使用の本拠の位置	愛知県名古屋市中川区…
有効期間の満了する日	平成22年９月29日
備考	この自動車は平成22年９月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠の位置はNOx・PM対策地域内です。

(理由)自動車検査証の有効期間が、特定期日を超えていないため。ただし、平成22年10月１日以降は、有効期間を更新することが出来なくなります。

具体例３：有効期間を更新することが出来ません

使用の本拠の位置	愛知県名古屋市中川区…
有効期間の満了する日	平成22年９月30日
備考	この自動車は平成22年９月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠の位置はNOx・PM対策地域内です。

(理由)使用の本拠の位置が対策地域内にあり、自動車検査証の有効期間と特定期日が同一であるため。

具体例４：有効期間を更新することが出来ません

使用の本拠の位置	愛知県名古屋市中川区…
有効期間の満了する日	平成22年10月１日
備考	この自動車は平成22年９月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠の位置はNOx・PM対策地域内です。

(理由)使用の本拠の位置が対策地域内にあり、自動車検査証の有効期間が特定期日を超えているため。

【備考欄記載例４】

「使用車種規制（NOx・PM）対象外特種自動車」

- この自動車は使用車種規制の対象外です。
- このため、対策地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。

【備考欄記載例５】

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を越えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

- この自動車は使用車種規制のNOx排出基準に適合していません。
- このため、車検証の備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日を超えて特定地域内に使用の本拠を置いて使用することはできなくなります。
- ただし、備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日までは、特定地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。
- また、この自動車は使用車種規制のNOx・PM排出基準に適合していません。
- このため、車検証の備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日を超えて対策地域内に使用の本拠を置いて使用することはできなくなります。
- ただし、備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日までは、対策地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。

【備考欄記載例６】

「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

- この自動車は使用車種規制のNOx排出基準に適合していません。また、猶予期間も終了しています。
- このため、特定地域以外に使用の本拠を置いて使用することはできますが、特定地域内に使用の本拠を移すことはできません。
- また、この自動車は使用車種規制NOx・PM排出基準に適合していません。
- このため、車検証の備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日を超えて対策地域内に使用の本拠を置いて使用することはできなくなります。
- ただし、備考欄に記載されている日付（平成○年○月○日）以降初めての有効期間満了日までは、対策地域内に使用の本拠を置いて使用することができます。

「地方自治体の実施しているディーゼル自動車等に対する規制に関して」問い合わせ先一覧

規制地域名	自治体担当部署・連絡先等
八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)	埼玉県：環境部青空再生課 TEL 048-830-3063、3065 千葉県：環境生活部大気保全課 TEL 043-223-3810 東京都：環境局自動車公害対策部規制課(総合相談窓口) TEL 03-5388-3528 神奈川県：環境農政部大気水質課 TEL 045-210-4180 横浜市：環境創造局環境保全部交通環境対策課 TEL 045-671-2490 川崎市：環境局公害部交通環境対策課 TEL 044-200-2530 千葉市：環境局環境保全部環境保全推進課 TEL 043-245-5190 さいたま市：環境経済局環境部環境対策課 TEL 048-829-1329
兵庫	兵庫県：農政環境部環境管理局大気課 TEL 078-341-7711(内線3372) 078-362-3287(直通)
大阪	大阪府：環境農林水産部環境管理室交通環境課 TEL 06-6944-9251

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査の取扱い」に関係するQ＆A

問　1

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査の取扱い」（以下「構造取扱通達」という。）は使用過程車が対象となっているが、新規検査や予備検査の場合如何に取扱いが異なるのですか。

（答） 新規検査、予備検査及び自動車検査証の交付を申請する者については、これから当該自動車を使用しようとするものであり、自動車部品の一時的な装着、補修部品への交換等を十分に知りうる立場にないことから、この範囲までユーザーの自己責任による管理を求めることは不合理であります。このため、当該自動車を使用しようとする者を保護する観点から、諸元の確定を行う必要があるので、構造等変更検査等の緩和の取扱いをすることはできない。

問　2

自動車部品が装着されている場合の手続き要否の判断はどのように行うのですか。

（答） 自動車部品を装着した場合の取扱いフローチャートを次に示します。

問　3

自動車部品が装着されている場合の寸法及び重量の測定方法はどうすればいいのですか。

（答） 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下「新規検査等」という。）の場合は諸元の確定を行うため、簡易な取付方法の自動車部品（注：灯火が簡易な取付方法で取付けられていても配線されている場合は固定的な取付方法となります。）を除き、自動車部品が装着された状態で寸法及び車両重量を測定することとなります。

また、継続検査の場合は構変取扱通達により、

①　自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内にある場合

②　指定部品を溶接又はリベット以外の取付方法により装着した場合に該当するものであるのかどうか確認することが必要です。

この場合における自動車検査証に記載されているそれぞれの値と現車との比較は以下のように確認し判断します。

① 簡易な取付方法の自動車部品は「ない」ものとして判断します。

② 全長、全幅、全高及び車両重量は目視等により確認します。

この場合において、目視により判断できない場合にあっては、

a 現車の全長、全幅又は全高を巻尺等により測定し、自動車検査証のそれぞれの値との差を求める。

b 車両重量については、部品カタログ等を参考にして重量の算出を行うか、または現車の空車状態における車両重量の測定を行い、自動車検査証記載の値との差を求める。

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いの概要（参考）

部品の種類・取付方法 ＼ 変更内容		寸法、重量が変化	
		一定範囲内	一定範囲外
指 定 部 品	固定的取付方法	◎	◎
	恒久的取付方法	◎	●
指定外部品	固定的取付方法	◎	●
	恒久的取付方法	◎	●

◎：記載事項の変更又は構造等変更検査の手続きが不要

●：記載事項の変更又は構造等変更検査が必要

注１ 「固定的取付方法」とは、簡易的な取付方法（手により容易に着脱できる取付方法）又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。

例：ボルト・ナット、接着等

注２ 「恒久的取付方法」とは、リベットで装着される取付方法をいう。

注３ 変更内容中「一定範囲」とは、自動車の種別毎に、自動車の寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が次表の範囲内のものをいう。

種別 ＼ 項目	長さ	幅	高さ	車両重量
	a'－a	b'－b	c'－c	
検査対象軽自動車、小型自動車	± ３㎝	± ２㎝	± ４㎝	±50kg
普通自動車、大型特殊自動車				±100kg

自動車検査証の有効期間のある自家用自動車から、事業用または貸渡に変更する際の取り扱いについて

変更前＼変更後		自家用		事業用		貸渡	
		構造等変更検査	有効期間更新	構造等変更検査	有効期間更新	構造等変更検査	有効期間更新
自家用	乗用車			○	○	×	×*1
	貨物			×	×	×	×
	乗合			○	○	×	×
	二輪			×	×	×	×*1
事業用	乗用車	×	×			×	×
	貨物	×	×			×	×
	乗合	×*2	×			×*2	×
	二輪	×	×			×	×*1
貸渡	乗用車	×	×	○	○		
	貨物	×	×	×	×		
	乗合	×	×	○	○		
	二輪	×	×	×	×		

○：実施又は更新を示す。　×：実施しない又は更新しないを示す。

※１　有効期間の残存期間が１年を越えている場合、自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、その日から１年間の有効期間を付するものとする。（ただし、初回有効期間が、２年を超えている場合には、申請日を起算日とし、その日から２年間の有効期間を付するものとし、２年未満の場合は、そのままとする。）

※２　記載変更（ABS、灯火の確認）

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年４月

対象車種			点検区分等	定期点検の間隔 ３カ月（別表３）	３カ月（別表４）	６カ月（別表５）	１年（別表６）	１年（別表７）	検査証の有効期間 初回	２回目以降	備考（主な車種など）
運送事業用	旅客		普通・小型	○					１年	←	バス、タクシー、ハイヤー
			軽	○					２年	←	福祉タクシー
	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	貨物運送業者のトラック（三輪車を含む）
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
			軽				●		２年	←	
			二輪					●	３年	２年	
	霊柩		通常タイプ	○					２年	←	霊柩車
			定員11名以上	○					１年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック（三輪車を含む）
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
			軽			○			２年	←	
			定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
			幼児専用車	○					１年	←	園児送迎車
	乗用		普通・小型			○			２年	１年	マイカー型
			軽			○			２年	←	
			三輪	○					２年	１年	
	二輪		小型			○			２年	１年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
			検査対象外軽自動車			○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種		普通・小型	○					２年	１年	キャンピング車
		貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、冷凍冷蔵車
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
			軽			○			２年	←	
	大特		車両総重量８ｔ以上	○					２年	１年	ホイール・クレーン
			車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	フォーク・リフト
		貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
			検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック（三輪車を含む）
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
			軽				●		２年	←	
			定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
			幼児専用車			○			１年	←	園児送迎車（大人換算10名以下）
	乗用		普通・小型				●		３年	２年	一般の乗用車（マイカー）
			軽				●		３年	２年	
			三輪			○			２年	←	
	二輪		小型					●	３年	２年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
			検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種		普通・小型	○注1		○注2			２年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
			軽				●		２年	←	
	大特		車両総重量８ｔ以上	○					２年	←	ホイール・クレーン
			車両総重量８ｔ未満			○			２年	←	フォーク・リフト
		貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
			車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
			車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
			検査対象外軽自動車			○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車

※１．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　○印：１年　　注１　車両総重量８ｔ以上　　注２　車両総重量８ｔ未満

排出ガス規制値等一覧

アイドルCO・HC規制

成分	対象自動車(二輪自動車は除く)	10年規制前	10年規制		19年規制	
			数　値	記　号	数　値	記　号
CO	①　②、③以外の自動車	4.5%以下	1%以下	GC、GE、GF、GG	←	—
	②　4サイクルエンジンの軽自動車		2%以下	GD、GF	←	—
	③　2サイクルエンジンの自動車		←	—	←	—
	④　4サイクルエンジンの特殊自動車 (定格出力19kW以上560kW未満)	—	—	—	1%以下	EBT
HC	①　②、③、④、⑤以外の自動車	1200ppm以下	300ppm以下	GC、GE、GF、GG	←	—
	②　4サイクルエンジンの軽自動車		500ppm以下	GD、GF	←	—
	③　2サイクルエンジンの自動車	7800ppm以下	←	—	←	—
	④　特殊エンジンの自動車	3300ppm以下	—	—	—	—
	⑤　4サイクルエンジンの特殊自動車 (定格出力19kW以上560kW未満)	—	—	—	500ppm以下	EBT

成分	対象自動車(二輪自動車は除く)	12年規制		17年規制	
		数　　値	識別記号	数　　値	識別記号
CO	①　4サイクルエンジンの軽自動車	2%以下	GH　HN	←	ABA
	②　2サイクルエンジンの軽自動車				
HC	①　4サイクルエンジンの軽自動車	500ppm以下	GH　HN	←	ABA
	②　2サイクルエンジンの軽自動車				

成分	対象自動車(二輪車(含側車付)	10年規制前	10年規制		11年規制		18年規制		19年規制	
			数値	記号	数値	記号	数値	記号	数値	記号
CO	①　4サイクルエンジンの軽	—	4.5%以下	BA	←	—	3%以下	JBK	←	—
	②　2サイクルエンジンの軽			BB						
	③　4サイクルエンジンの小型		—	—	4.5%以下	BC	←	—	3%以下	EBL
	④　2サイクルエンジンの小型					BD				
HC	①　4サイクルエンジンの軽	—	2000ppm以下	BA	←	—	1000ppm以下	JBK	←	—
	②　2サイクルエンジンの軽		7800ppm以下	BB						
	③　4サイクルエンジンの小型		—	—	2000ppm以下	BC	←	—	1000ppm以下	EBL
	④　2サイクルエンジンの小型				7800ppm以下	BD				

ディーゼル黒煙

汚 染 度　３回計測した平均値の整数値

識別記号　KE～KS　　25％以下
　　　　　（HA～HZ）
　　　　　（ADB～ADG）
　　　　　KA～KD　　40％以下
　　　　　KA以前　　50％以下

乗用車

	６年期制前	６年規制	９年規制	10年規制	14年規制	17年規制
識別記号		KD	KE	KH	KM. KN. HT. HU	ADB. ADC
数　　値	50%	40%	25%	25%	25%	25%

軽量車（車量総重量1.7トン以下）

	５年期制前	５年規制	９年規制	14年規制	17年規制
識別記号		KA	KE	KP. HW	ADE
数　　値	50%	40%	25%	25%	25%

中量車（車両総重量1.7トン超2.5トン以下）

	５年期制前	５年規制	９年規制	10年規制	15年規制	17年規制
識別記号		KB	KF	KJ	KQ. HX	ADF
数　　値	50%	40%	25%	25%	25%	25%

重量車（車両総重量2.5トン超）

	６年期制前	６年規制	９年規制	10年規制	11年規制	15年規制	16年規制
識別記号		KC	KG	KK	KL	KR. HY	KS. HZ
数　　値	50%	40%	25% （3.5t以下）	25% （3.5t超12t以下）	25% （12t超）	25% （12t以下）	25% （12t超）

	17年規制
識別記号	ADG
数　　値	25% （3.5t超）